

## ○ 入札参加資格等について

### 1 名簿の登録等

- (1) 京都市上下水道局の令和6年度の競争入札有資格者名簿（物品）に登録されていること。
- (2) 公告の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

### 2 市内要件、企業規模

市内要件、企業規模による入札参加の要件なし。

### 3 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、資本関係、人的関係及びこれらと同視できる関係に該当する場合（詳細は下記※参照）は、そのうちの一者しか参加できない。

### 4 入札参加資格

#### (1) 履行実績

平成31年度以降に国内において、事業者に対して破傷風トキソイドの予防接種業務を履行した実績を有する者であること。

#### (2) その他の参加資格

上記以外の条件なし。

### 5 提出書類

#### (1) 入札時に提出する書類

特になし。

#### (2) 開札後、落札候補者となったときに提出する書類

ア 履行実績を証明する書類（契約書の写し、仕様書等）

4(1)及び入札に関する文書において求められている条件を満たす履行実績を証明する書類として、契約書の写し、その契約の内容が分かる仕様書等を提出すること。なお、当局が発注した案件については、契約書（契約書を作成していない場合は決定通知書等）の表紙のみの写しでも可とする。

イ 入札金額積算内訳書

### 6 その他

#### (1) 仕様書等に関する質問

仕様書等に関して質問がある場合には、「仕様書等に関する質問について」（別紙1及び2）（様式指定。エクセル（Office2016で扱えること。）のまま添付すること。）を電子メール（メールアドレス [s.yodo@suido.city.kyoto.lg.jp](mailto:s.yodo@suido.city.kyoto.lg.jp)）により、下記の提出期限までに提出すること。

また、電子メール送信後、必ず電話で契約会計課（075-672-7726）に電子メールの到達確認の連絡をすること。

やむを得ず、電子メールを使用できない場合は、持参又はFAX（075-682-0286）での質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けないが、入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない。

ア 提出期限

令和6年9月9日（月）午後5時まで（持参する場合は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）

イ 回答の公表期限

令和6年9月13日（金）まで

ウ 回答方法

回答書をウェブページにおいて閲覧できるようにする。

エ 注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

- (ア) 質問の締切を過ぎてから契約会計課に到達したもの
  - (イ) 指定した様式を用いていないもの
  - (ウ) 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの
  - (エ) 質問内容が読み取れないもの
  - (オ) 当該入札に直接関係のないもの
  - (カ) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し電子メール、FAXを送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの
- (2) 落札決定は総価の比較によって行い、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（以下「落札候補者」という。）のうち、入札参加資格を有すると認められた者で、入札単価が予定価格の単価の範囲内である者を落札者とする。

落札候補者は、決定後速やかに入札金額積算内訳書（別紙）を契約会計課に提出すること。落札候補者の単価内訳書の各単価が、予定価格の単価を超えている場合は、落札候補者の入札金額の総価の範囲内で、各単価の価格交渉を行ったうえで落札を決定する。価格交渉が成立しない場合は、契約を締結しないことがある。

※ 関係会社の参加制限について

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d その他業務を執行する者であって、aからcまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合